

## 求償権住民訴訟差戻控訴審判決への対応について

平成30年10月11日

### 1 当事者

控訴人（一審原告）：特定非営利活動法人おおいた市民オンブズマン  
教員採用不正の真相を追究し秦聖一郎さんを支援する会  
（一審原告共同訴訟参加人）：永井敬三、永井佳子  
被控訴人（一審被告）：大分県知事

### 2 事件の概要

教員採用を巡る事件において不正な点数操作の影響で不合格となった者（53人）に対して県が支払った賠償金（9,045万円）のうち、求償対象者からの弁済額（約448万円）を除いた部分（約8,597万円）について、県は不正に関わった者に対する求償権の行使を怠っていると、市民グループがその「違法確認」及び「支払請求命令」を求めた住民訴訟

### 3 訴訟の経過

(1) 提訴（平成25年4月17日）

(2) 大分地裁判決（平成27年3月16日）

- ・ \_\_\_\_\_ に対し、24万1,352円及び遅延損害金（年5分）の支払を請求せよ。
  - ・ \_\_\_\_\_ に対し、5万5,313円及び遅延損害金（年5分）の支払を請求せよ。
  - ・ \_\_\_\_\_ に対し、2,645万297円及び遅延損害金（年5分）の支払を請求せよ。
- （→ 原告・被告双方控訴）

(3) 福岡高裁判決（平成27年10月22日）

- ・ 一審原告らの訴えを全て退ける。（→ 一審原告ら上告）

(3) 最高裁判決（平成29年9月15日）

- ・ 原判決の一部を破棄し、福岡高裁に差し戻す。
- ・ 裁判所の判断（要旨）

退職金返納額に相当する部分について求償権を行使しないことが違法な怠る事実当たるとはいえないとした原審の判断には、判決に影響を及ぼす明らかな法令違反がある。

県の教員採用試験において不正が行われるに至った経緯や、本件不正に対する県教委の責任の有無及び程度、本件不正に関わった職員の職責、関与の態様、本件不正発覚後の状況等に照らし、県による求償権の行使が制限されるべきであるといえるか否か等について、更に審理を尽くさせるため、原審に差し戻す。

(4) 福岡高裁（差戻控訴審）判決（平成30年9月28日）

#### ①主文

- 1 被控訴人（知事）の控訴に基づき、原判決主文…を次のとおり変更する。
  - (1) 被控訴人は、\_\_\_\_\_ に対し、1万6352円及びこれに対する平成25年4月17日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。
  - (2) 被控訴人は、\_\_\_\_\_ に対し、955万7717円及びこれに対する平成25年4月17日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。
  - (3) 控訴人らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 2 控訴人らの控訴を棄却する。

#### ②裁判所の判断（要旨）

ア \_\_\_\_\_ に対する求償権の行使が制限されるべきではない。

※教員採用試験における受験者の得点を改ざんする行為が厳に禁じられることは県教委の職員らにとって自明というべきであって、県教委に具体的な責任があるとはいえない。

イ 国賠法1条2項に基づく求償債務は分割債務と解すべき。

当時の職責及び行為の態様等を考慮すると、平成19年度試験に関しては、4、3.5、2.5の割合で求償債務を負担すべきである。

※国賠法1条1項は代位責任の性質を有することからすると、同条2項に基づく請求権は実質的には不当利得的な性格を有し、求償の相手方が複数である場合には分割債務になると考えられる。

### 4 対応方針案

最高裁判所に上告する。

#### 【理由】

- ・ 求償権の行使に当たっては、専門家委員会の検討結果等を踏まえ、損害の公平な分担及び諸事情を総合的に考慮した上で、求償権行使の範囲及び金額を決定した。
- ・ 差戻控訴審判決では、求償権行使の制限が認められておらず、求償制限に関する法令解釈について、最高裁判所の判断を仰ぐ必要がある。